

「キャッシュレス・ポイント還元事業」おける注意事項

本サービスの利用において、「不当な取引」(※1)が見受けられた場合、以下の措置を取らせていただきますので、予めご了承ください。不当な取引を行わないようご注意願います。

- IruCa の利用及びポイントサービスの利用の停止
- 不当な取引を行った者を特定するために必要な情報(※2)を補助金事務局及び他の決済事業者並びにその委託先へ共有
- 補助金事務局及び当社が被った一切の損害賠償の請求

※1. 「不当な取引」とは

- ① 他人のキャッシュレス決済手段を用いて決済した結果として、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- ② 架空の売買や、直接又は間接を問わず、自らが販売した商品を同額で再度購入する取引等、客観的事実を照らして取引の実態がないにも関わらず、当該取引を根拠として、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- ③ 商品若しくは権利の売買又は役務の授受を目的とせず、本事業による消費者還元を受けることのみを目的として、キャッシュレス決済を行い、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- ④ 本事業の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- ⑤ 本事業の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、又は現金若しくは本事業の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- ⑥ 本事業の対象でない加盟店が対象であると申告することで、他者に本事業における消費者還元に基づく利益を得させること
- ⑦ 本事業の執行団体である一般社団法人キャッシュレス推進協議会(補助金事務局)が、補助金制度の趣旨に照らして不当であると判断する取引

※2. 不当な取引を行った者を特定するために必要な情報

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 電話番号
- ④ 住所
- ⑤ 不当な取引を行った事実